

## ふくしま栄養ケア・ステーション 運営規程

### 1.目的

本会は、公益法人として県民の健康保持増進、生活習慣病予防、介護予防及び、会員の活動を支援するため、本会にふくしま栄養ケア・ステーション（以下、「本会栄養ケア・ステーション」という）を設置する。

### 2.事業

栄養ケア・ステーション事業は、以下に掲げるものとする。

- (1) 自主事業（「栄養の指導・相談等」を受ける本人から、業務を請ける形態）
- (2) 受託事業（自治体、医療機関、関係団体等、その他から、第三者の「栄養の指導・相談等」を実施する業務を請ける形態）  
特定健診保健指導、栄養教室、健康教室、料理教室、献立業務（献立作成、栄養価計算等）など、管理栄養士・栄養士を必要とする受託業務。
- (3) 支援事業（自治体、医療機関や他団体等と管理栄養士・栄養士との間の雇用関係の円滑な運用を支援する形態）  
自治体、医療機関や他団体等への管理栄養士・栄養士の紹介・支援。
- (4) 人材育成研修  
栄養ケア・ステーション人材育成講座等を実施し、本会栄養ケア・ステーションに登録している管理栄養士・栄養士のスキルアップを行う。（※ 生涯教育研修を含む。）
- (5) 食生活指導  
食生活に関する質問等への対応。

### 3.運営

本会栄養ケア・ステーションには、コーディネーター（管理栄養士）を置く。

コーディネーターおよび担当理事（副会長：事業担当）は、栄養ケア・ステーション事業の円滑な運営に務める。

### 4.登録

本会栄養ケア・ステーションへの登録は、下記を満たすこと。

- (1) 本会の会員であり、管理栄養士もしくは栄養士の免許を有すること。
- (2) 栄養士業務に関して、1年以上の経験を有すること。
- (3) (公社) 日本栄養士会生涯教育などの受講経験を有すること。

- (4) 本会栄養ケア・ステーションに登録されている管理栄養士・栄養士は、本事業の目的を遵守し、社会保障制度等を損なうことのないように努めなければならない。また、個人情報の取り扱いに関しては、別に定める公益社団法人福島県栄養士会 個人情報保護方針を遵守すること。

## 6.報酬

本会栄養ケア・ステーションの登録管理栄養士・栄養士が、上記業務を請負う場合は、本会栄養ケア・ステーションが登録管理栄養士・栄養士と契約または雇用関係が生じ、これによる報酬を受けとることができる。

栄養ケア・ステーション事業の報酬は、別に定め、理事会に報告するものとする。

## 7.研修

本会栄養ケア・ステーションに登録される管理栄養士・栄養士は、資質向上を図るため講習会や学会等に積極的に参加し自己研鑽に努める。

## 8.報告

事業終了後、担当管理栄養士・栄養士は報告書を所定の様式にて、概ね1週間以内に本会栄養ケア・ステーションに提出する。担当管理栄養士・栄養士への報酬は、報告書の提出をもって支払うものとする。

附則 本規程は令和4年3月19日より施行する。